

入間市立黒須保育所指定管理者募集要項

入間市

平成30年7月

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	p 1
2	施設の概要	p 1
3	管理の基準（開館時間、休館日、利用料金、個人情報保護、業務委託等）	p 2
4	業務内容	p 4
5	経費等に関する事項	p 4
6	指定管理料	p 5
7	指定の期間	p 5
8	指定管理者と市との業務役割分担	p 5
9	指定管理者の継続が困難になった場合における措置に関する事項	p 6
10	特記事項	p 6
11	申請の資格	p 7
12	提出書類	p 8
13	指定管理者の公募手続き	p 9
14	選定方法	p 11
15	審査項目	p 12
16	選定結果及び指定の通知等	p 14
17	協定の締結	p 14
18	損害賠償保険への加入	p 15
19	その他	p 16
20	問い合わせ先	p 16
21	指定管理料積算資料	p 17
22	入間市立黒須保育所入所児童数	p 20
23	現地説明会参加申込書（別紙1）	p 21
24	指定管理者募集要項等に関する質問票（別紙2）	p 22

入間市立黒須保育所指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の目的

平成15年6月に地方自治法の一部改正が行なわれ、「公の施設」の管理について、民間の活力を活用することにより、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

本募集要項は、「入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第52号）」に基づき、下記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

「入間市立保育所設置及び管理条例（昭和56年3月4日条例第9号）」及び「入間市立保育所設置及び管理条例施行規則（昭和56年3月4日規則第8号）」をはじめとする関係例規を十分理解の上、本要項に基づく提案を提出してください。

2 施設の概要

(1) 名称

入間市立黒須保育所

(2) 所在地

埼玉県入間市宮前町8-18

(3) 基本方針

生活の多様化や女性の社会進出の増加などにより、保育需要が増加の傾向にあります。また、近年では多様な保育サービスの需要も増加しています。市では平成18年4月より黒須保育所に指定管理者制度を導入しており、より一層の効果的かつ効率的な運営を行うことにより、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るものです。

(4) 施設概要

施設構造	鉄筋コンクリート造平家建て
敷地面積	1942.74㎡
建築面積	423.30㎡
竣工年月日	昭和44年11月
施設内容	屋内 保育室4、乳児室2、調理室、事務室、玄関、廊下、便所、 教材室 物置 屋外 遊具、プール、物置、駐車場

(5) 定員 0歳児～5歳児 計90名

3 管理の基準

(1) 開所時間及び保育時間

① 開所時間

(ア) 平日 午前7時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午前7時から午後2時まで

② 保育時間

(ア) 平日 保育標準時間 午前7時から午後6時まで

保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで

延長保育時間 午後6時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午前7時から午後2時まで

(2) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで、また、指定管理者は、管理上必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができます。

(3) 個人情報保護について

個人情報の適正な管理については、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条（平成17年条例第25号）の規定により、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければなりません。

① 個人情報を正確かつ最新の状態に保つようしてください。

② 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止するよう努めてください。

③ 事務事業の執行上、保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄し、又は消去してください。

※ 個人情報管理責任者を定めてください。

(4) 情報公開について

指定管理業務に関する情報については、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定により必要な措置を講じていただくとともに、情報の公開に努めていただきます。

(5) 業務の委託等

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

(6) 保険の加入

指定管理者は、自身の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合に備え、必要な保険に加入しなければなりません。

(7) 関係法規等の遵守

保育所の運営については、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）、その他通知など関係法令通達を遵守していただきます。また、入間市特定教育・保育施設等補助金交付要綱に基づく事業を実施するに当たっては、当該要綱を遵守していただきます。

(8) 管理者

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、黒須保育所を常に良好な状態に維持するように努める必要があります。

(9) 施設設備・土地及び物品の維持管理

業務を行うに当たっては、快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行っていただきます。

(10) 緊急時の対応

指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市長に報告をしなければなりません。

(11) サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図ることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応を図っていただきます。

(12) 指定管理者名の表示

施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設に指定管理者名と市の担当課の連絡先を表示していただきます。

(13) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、入間市文書取扱規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

また、指定期間終了後に、市長の指示に従って文書の引き継ぎ等を行うことがあります。

(14) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないものとします。指定期間が終了した後も同様とします。

(15) 指定管理者による施設内の駐車場の利用

指定管理者が施設内の駐車場を利用する場合、「入間市公共施設内における職員通勤用自動車の駐車に係る目的外使用の実施方針」に基づき対応してください。

(16) 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑

制し、リサイクルの推進や適正処理に努めていただきます。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めていただきます。

(17) 市との連携

指定管理者は、市と連携し、緊密なパートナーシップ確立に努めていただきます。

(18) その他

指定管理者として実績のある団体においては、過去の管理状況を踏まえたサービスの向上に努めてください。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

※ 管理の基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

4 業務内容

(1) 保育事業の運営に関する業務（市長の権限に属するものを除く。）

(2) 施設・土地及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

※ 業務内容に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

5 経費に関する事項

(1) 指定管理業務に係る指定管理料

市は、指定管理業務に必要な経費として、以下の経費相当額を指定管理料として支払います。

① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める国基準支弁額。

② 入間市特定教育・保育施設等補助金交付要綱（平成元年3月30日入間市告示第38号）に準じた額。

※ その他の指定管理料の具体的な額や支払い方法等は、協議の上、協定で定めます。

(2) 施設の修繕・改修工事

管理経費内で施設修繕・改修工事を行う場合、事前に市に連絡の上、執行してください。また、市から修繕・改修工事の実施について協議を行う場合があります。

(3) 時間外保育利用料金及び延長保育利用料金について

入間市立保育所設置及び管理条例第12条に規定する時間外保育利用料金及び延長保育利用料金は、入間市の収入となります。なお、徴収事務に関しては別途委託契約を締結し、収入事務受託者である旨の証票を交付します。なお、自主的に実施する事業収入等は、指定管理者の収入となります。

(4) 会計の独立

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、指定管理に係る経費については、団体自身の会計とは別の会計で管理してください。

また、他の公の施設の指定も受ける場合、それぞれ別の会計で管理する必要があります。

(5) 備品の帰属

備品の購入に関しては事前に市と協議を行い、指定管理料により購入した備品は市に帰属するものとします。なお、指定管理者が備品を持ち込むことも可能です。

6 指定管理料

市が支払う指定管理料の上限額（年度額）は以下のとおりです。

年 度	指定管理料の額
平成31年度	106,493,196円
平成32年度	107,343,196円
平成33年度	108,236,196円
平成34年度	109,136,196円
平成35年度	110,036,196円
合 計 額	541,244,980円

7 指定予定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）を予定しています。

※ 管理をすることが適当でないと認めるときは、入間市公の施設の指定管理者の指定
 手続等に関する条例第11条第1項の規定により指定を取り消すことがあります。

8 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者
 と市が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	市
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏 えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤施設の警備（警備保障契約）		○
⑥日本スポーツ振興センター災害共済制度加入		○

⑦事故、火災による施設損傷の回復	△ (自己の責めに 帰すべき事由に よる場合)	○
⑧施設利用者の被災に対する責任	△ (自己の責めに 帰すべき事由に よる場合)	○
⑨施設の火災共済保険の加入		○
⑩賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	○	
⑪包括的な責任		○
⑫軽微な修繕（1件あたり30万円未満）	○	

9 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市長に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市長は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の運営管理業務を遂行できるように、引き継ぎを行うものとします

(3) 指定管理者が市長の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市長は、指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の運営管理業務を遂行できるように引き継ぎを行うものとします。

(4) (2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。

(5) 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

10 特記事項

指定期間中において大規模修繕その他管理を休止する場合には、指定管理業務及び基本協定書の内容について、指定管理者と協議の上、変更することがあります。

11 申請の資格

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人等であること。
- (2) 入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、次の①～③に掲げる指定管理者となることができない団体及び同上条例施行規則第2条で④～⑤に掲げる応募資格を与えない団体を定める。

また、⑥～⑩に掲げるような公の施設の指定管理者として適格性を欠く団体については、申請を制限する。

- ① 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人又は清算人である団体
 - ② 本市の市長、副市長又は教育長が、役員等である団体
 - ③ 本市の教育委員会の委員が、役員等である団体
- ※ ①～③は、市が資本金その他これに準じるものの2分の1以上を出資している団体、市からの財政支出を受けている団体その他の公共的団体であって、当該団体が指定管理者となることについて相当の理由がある場合には、適用しない。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限される団体
 - ⑤ 入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない団体
 - ⑥ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している団体
 - ⑦ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である団体
 - ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体
 - ⑨ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けた団体
 - ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない団体

【共同事業体で申込む場合】

- ① 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるものとします。
- ② 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り変更を認めることがあります。

12 提出書類について

申請にあたっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 応募資格（1）のイの①～⑩の資格要件を満たしている旨の誓約書（様式第2号）
- ③ 団体の概要調書（様式第3号）
- ④ 法人等の定款又は寄付行為若しくはこれに準ずる書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 法人の予算書及び決算書
 - (ア) 平成30年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 平成29年度の事業報告書及び収支決算書
- ⑦ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれに準ずる書類）
- ⑧ 役員の名簿及び履歴を記載した書類（様式第4号）
- ⑨ 黒須保育所の管理運営に係る事業計画書（様式第5号）

以下の項目について、黒須保育所の設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。

なお詳しい項目については、「入間市立黒須保育所指定候補選定審査項目一覧」を参照してください。

(ア) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

黒須保育所を管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記述してください。

(イ) 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保

黒須保育所を管理運営していく過程において、個人に関する情報の保護、適正な管理が要求されます。その取り扱いなどについて関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保や情報管理体制等の基本的な方針について提案してください。

(ウ) 業務の実施内容と方法

職員体制や多様化する保育へのニーズ等に対応できるような組織体制の強化、保育に係る技術及び能力の指導育成、研修計画、保育内容等を具体的に記載してください。

また黒須保育所の利用者に対する具体的なサービス向上及び利用者等のニーズの把握及び実現策などについて提案するとともに利用される保護者等からの苦情や不満、トラブルに対しての解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案をしてください。

(エ) 指定管理業務を安定して行う能力について

収支計画や経営状況、事業実績、管理運営に当たっての人員配置や業務体制に関する基本的な考え方などを提案してください。

また市との連絡体制や防犯、防災、その他緊急時の対応などについての方針について提案してください。

(オ) 施設の維持管理

児童等が快適に、また、安全に利用してもらうための清掃や設備の保守点検、警備など維持管理計画について提案してください。

(カ) その他の提案について

黒須保育所の管理運営に当たっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に努める必要があります。それらの取り組みを進めるに当たっての基本的方針や体制整備について提案してください。

その他、上記以外で、黒須保育所の設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

⑩ 配置予定職員の経歴について（様式第6号）

指定管理のために配置する職員の保育施設に関する経歴書を提出してください。

⑪ 管理運営に関する収支計画書（様式第7号）

市からの指定管理に係る指定管理料の基礎となる管理運営の必要経費及び収入額について提出してください。

(2) 提出部数

① 正本1部及び副本8部（原則A4縦型でファイルに綴じ、提出書類の番号順に並べて提出してください）。

② 指定管理者指定申請に係る様式第1号～第7号については、別途データでも提出をしてください。（CD-R1枚）。

申請にあたっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

13 指定管理者の公募手続き

(1) 募集要項の配布

平成30年7月25日（水）から8月30日（木）までの間で配布します。

なお、郵送での配布は行いませんが、入間市公式ホームページからのダウンロードは可能です。

(2) 現地説明会の開催

① 日 時 平成30年8月9日（木）午前10時から正午まで

② 場 所 黒須保育所 入間市宮前町8-18

③ 参加者数 1団体2名以内

④ 参加申込 平成30年8月2日(木)までに、「入間市立黒須保育所現地説明会参加申込書」(別紙1)を提出し、(FAX可)必ず出席してください。

※なお、現地説明会に参加しない場合、指定管理者の申請ができません。必ず参加してください。

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

平成30年8月7日(火)～8月21日(火)の間、募集要項等に関する質問を受け付けます。

「入間市立黒須保育所指定管理者募集要項等に関する質問票」(別紙2)を保育幼稚園課までE-mailにて送信してください。

いただいた質問への回答は、随時、入間市公式ホームページにて掲載します。

(4) 申請書類の提出について

申請書類は以下のとおり受け付けます。(郵送不可)

① 受付期間 平成30年8月31日(金)から9月11日(火)まで

② 受付時間 午前9時から午後5時まで

③ 受付場所 入間市役所 保育幼稚園課

入間市豊岡一丁目16番1号

月曜日から金曜日(祝祭日を除く平日)

(5) 留意事項

① 申請1法人につき、事業計画書の提出は1組とし、複数提案は認めません。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

④ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑤ 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

⑥ 応募の際、提出した関係書類はすべて行政文書となることから、入間市情報公開条例及び同施行規則に基づいた取り扱いとします。また、原則としてすべて指定議案の添付資料として議会に提出します。なお、選外となった団体の提出した応募書類については、応募団体名等を伏せた状態で、指定議案の添付資料として議会に提出します。

⑦ 会社等の法人に係る市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所市民税課又は資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

⑧ 応募者は、申請書等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

⑨ 事業計画の内容が、市に新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は、原則、提案者の負担とします。また、条例改正を伴う提案内容は、原則として採用することはできません。

- ⑩ 提出書類等の返却はいたしません。
- ⑪ 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- ⑫ 申請書提出後は、軽微な変更を除き、提出書類の記入内容の変更をすることはできません。
- ⑬ 入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による欠格事項の確認等のため、法人等の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。
- ⑭ 応募者及びその関係者は、申請書提出後は、選考結果が届くまでの間、選定委員会の委員及び関係者に対する接見を禁じます。ただし、選考委員会の委員の指示又は依頼があった場合には、その限りではありません。

14 選定方法

(1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、入間市指定管理者候補選定委員会において、提出された申請書により審査（書類審査、資格審査など）を行い、選定に当たっての審査基準に最も適合する応募者を指定管理者候補者とします。なお、選定委員会の会議は非公開とします。

(2) 審査方法

選定委員会において、施設を管理運営する能力、サービス向上、経費の削減等を書類審査、プレゼンテーション及び質疑を行って総合的に評価して選考します。プレゼンテーションの日程等は、申請書受付締切後に応募者に通知します。

(3) 選定基準

- ① 保育所保育指針等に基づいた保育サービスを行うことができると認められること
- ② 関係する法令の規定を遵守し、適正に黒須保育所の運営を行うことができること
- ③ 黒須保育所の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 黒須保育所の管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取り扱いを確保することができること。
- ⑥ 多様化する保育ニーズに対応できる組織体制の強化がされていること。
- ⑦ 市と連携し、緊密なパートナーシップの確立に努めていること。
- ⑧ 応募者が1者のみの場合でも、最低基準点に満たない場合には選定されず、再度公募を行う。

(3) 審査のポイント

- ① 応募資格に適合しているか。
- ② 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ③ 利用者本位の柔軟な保育サービスが提供されるか。
- ④ 保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。
- ⑤ 特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取り組みを示していること。
- ⑥ 子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。
- ⑦ 食育、給食に関する方針・取り組みを具体的に示していること。
- ⑧ 家庭とのかかわりを具体的に示していること。
- ⑨ 虐待の防止、早期発見等に関する方針・取り組みを具体的に示していること。
- ⑩ 利用者の公平性が確保されているか。
- ⑪ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑫ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑬ 個人に関する情報の適切な取扱いは確保されるか。
- ⑭ 事業の計画は妥当か。
- ⑮ 環境に配慮した運営方法となっているか。
- ⑯ その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

15 審査項目

入間市指定管理者候補選定委員会において、応募者から提出された応募書類について、下記の項目に基づき総合的に審査を行います。

入間市立黒須保育所指定候補選定審査項目一覧

審査項目	配点
1 基本事項	
① 基本方針、基本コンセプトの理解 ・黒須保育所を管理運営する上での基本的な考え（保育所経営理念、保育目標、保育方針、指導計画等について）	20
② 入所児童等の平等利用の確保 ・児童や保護者利用者に対して公平・平等な対応の確保	15
2 関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保	
① 「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護 ・法令順守の徹底 ・個人情報保護等の情報管理体制	10

<ul style="list-style-type: none"> ・ルールやマニュアルの整備 ・漏えいした場合の対応等、具体的な考え ② 行政手続き条例等関係法令の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令への対応等、具体的な考え ③ 情報公開についての考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・透明性のある体制 	<p>1 0</p> <p>1 0</p>
<p>3 業務の実施内容と方法</p> <p>①保育内容及び方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常保育、特別保育、障害児保育、行事等について職員体制や保育内容を具体的に記載する ・給食について（アレルギー対応、発育・健康への配慮、食中毒を含む） ・保育環境整備について（衛生面・安全面に対応する取り組み） ・児童の健康管理について（日常の健康及び発達観察、健康診断、医療・療育機関との連携について） <p>② 管理に関する経費の削減に向けた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託に対する考え ・経費が最小限になる工夫 <p>③ 職員研修及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する研修、育成の実施、研修に参加しやすい環境等 <p>④ 利用者サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上に関する取り組み ・利用者アンケート等の実施と対応 ・利用者の利便性への配慮 ・意見・要望の受付と対応 ・職員の接遇 ・利用者の立場にたった質の高いサービスの提供 	<p>4 0</p> <p>1 0</p> <p>1 5</p> <p>2 0</p>
<p>4 指定管理業務を安定して行う能力について</p> <p>① 収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確かつ妥当な経費の算出根拠 ・経費削減に向けた提案 <p>② 申請団体の経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営状況 ・適切な財務諸表等の作成 <p>③ 職員配置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を行いうる十分な組織規模 ・人員配置やシフトの妥当性 <p>④ 雇用及び労働条件</p>	<p>1 5</p> <p>1 5</p> <p>2 0</p> <p>1 5</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・労働諸法の遵守 ・従業員の労働条件（労働時間、賃金、健康管理） ・障害者や高齢者の雇用、住民の雇用への配慮 	15
⑤ 事業実績 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の運営実績 	15
⑥ 市との連絡調整に関する体制 <ul style="list-style-type: none"> ・市との定期的な報告事項や方法、頻度、内容等 ・セルフモニタリングの方法、頻度、内容等 ・PDCAマネジメントサイクル等の改善点 	20
⑦ 緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯防災への対応 ・事故の未然の防止策 ・事故発生時の対応 ・緊急時の体制 	20
5 施設の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の管理基準及び管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全な維持管理体制の提案 	15
6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 環境に配慮した取り組みが示されているか。 ② 自由提案 	10 10
合計点数〔最低基準点 210点〕	300点

16 選定結果及び指定の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果は、指定管理者として選定された応募者に速やかに通知します。

(2) 指定管理者の指定

入間市指定管理者候補選定委員会にて対象施設の指定管理者の候補者を地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に上程し、議決後に、市長が指定します。

なお、指定後速やかに告示を行います。また、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

17 協定の締結

(1) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に指定管理者と市は、指定管理業務の細目等について協議の上、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日

まで) ごとに締結する「年度協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

(2) 協定書の主な内容

[基本協定の主な内容]

- ① 指定期間に関する事項
- ② 職員配置に関する事項
- ③ 事業計画に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理運営業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ⑨ その他市長が別に定める事項

なお、年度協定は平成31年4月1日付で締結しますが、平成31年3月31日以前に業務引き継ぎに要した費用は、すべて指定管理者として選定された団体の負担とします。

その他、指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 指定管理者の経営状況の急激な変化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

また、指定管理者の議決について、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、対象施設に係る事務及び管理の準備のために支出した費用については一切保障いたしません。

[年度協定の主な内容]

- ①管理業務の内容に関する事項
- ②指定管理料の額に関する事項
- ③疑義等の決定

18 損害賠償保険への加入

運営管理上の瑕疵により事故等が発生し、利用者等の第三者に対して損害賠償の義務が生じた場合、指定管理者がその賠償を負うこととなります。また、指定管理者は損害賠償の履行を確保するため、以下の保険と同じ内容若しくはそれ以上の保険に加入していただきます。

指定管理者は、保険会社により提供されている賠償責任保険（指定管理特約条項等が付いたもの）に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応することを原

則とします。当該保険への加入については、指定管理者の費用負担により、指定管理者を記名被保険者、本市を追加被保険者、利用者等を保険金請求権者として、指定管理者が加入手続きを行います。

損害賠償保険金限度額

保険内容	補償内容
身体賠償	1名につき5,000万円（1事故について5億円）
財物賠償	1事故につき5,000万円

19 その他

応募者及びその関係者は、申請書提出後は、選考結果が届くまでの間、選定委員会の委員及び市の職員、その他関係者に対する接見を禁じます。

ただし、市の指示又は依頼等があった場合には、その限りではありません。

20 問い合わせ先

入間市こども支援部保育幼稚園課 管理担当

住 所 〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1-16-1

電 話 04-2964-1111（内線2331～2333）

F A X 04-2965-0232（代表）

電子メール ir342000@city.iruma.lg.jp